

- ❖ 7月号からは「18歳までに学ぶ契約の知恵」として、「成年（成人）と契約」について、一緒に学んでいきます。



Q. 成年年齢はいつから18歳になるの？

A. ■2022年4月1日からです。

■2022年4月1日時点で18・19歳の人は2022年4月1日に成人となります。



Q. 未成年と成年で何がちがう？

A. ■未成年者が契約をするときは、保護者などの同意を得なければなりません。

⇒保護者などの同意を得ず契約した場合、取り消すことができます（未成年者取消権）。

■成年（成人）になると、自分ひとりで契約できます。

⇒未成年者取消権は、なくなります！！



Q. 契約とは？

A. ■契約とは、約束のうち、法律が適用されるものです。

権利と義務が生じます。

■契約は、自分と相手が合意すれば成立します（「買います」⇔「売ります」など、意思表示が合致すれば成立）。

口頭で合意するだけでも契約は成立します。



Q. 契約を守る、相手にも守ってもらう

A. ■契約をすると、権利と義務が生じます。自分勝手な理由（例えば「気が変わった」など）で契約をやめることはできなくなります。一方で相手にも契約を守るよう（例えば契約どおりの商品やサービスを提供するよう）、要求できます。

■契約を守らないでいると、最終的には、相手から裁判所に訴えられ、損害を賠償することなどが命じられます。



- ❖ 最後に… なぜ、「契約を守るべきなのか」？ ～考え方の例～

私たちは、契約するかしないか、どのような内容にするかなど、自分の意思で自由に決めることができます（契約の自由原則）。自分の自由な意思で契約すると決め、相手と合意した以上、契約を守ることが求められます。社会は信用によって成り立っています。契約を守ることは、相手のためだけでなく、自分のためでもあります。契約を守らず信用をなくしてしまうと、今後、契約をしようとするとき、自分が困ることがあります。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆リフォーム工事の点検商法に注意！
- ◆「儲かるはずが・・・」情報商材や暗号資産のトラブルに注意！
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！（宮城県金融広報委員会）



リフォーム工事の点検商法に注意！

相談事例



「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約できない」と急かされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルできない」と怒鳴られた。

★アドバイス★

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないようにしましょう。点検を依頼した場合でも、結果冷静に受け止め、しっかりと内容を確認することが大切です。別の専門家に確認を依頼するなど、業者の点検結果をうのみにしないようにしましょう。屋根や床下など、業者が撮影した写真や映像を見せられることがあります。その写真や映像が自分の家のものがどうか、落ち着いて確認しましょう。写真の日付や映像のデータ保存日を確認するのも一つの方法です。
- その場で契約しないようにしましょう。点検の結果、業者から工事を勧められたとしても、その場で契約しないようにしましょう。住宅の工事は即決できるものではありません。複数の業者から見積りを取って比較検討することが大切です。
- 契約するときは契約書の内容をしっかりと確認しましょう。契約する前に、事前に見積書、工事・サービス内容の詳細を確認して、どのような作業にいくらかかっているのか確認しましょう。
- 火災保険での修理を持ちかけてくる業者との契約は避けましょう。

「儲かるはずが・・・」情報商材や暗号資産のトラブルに注意！

相談事例

アフィリエイトの情報商材を契約したが、事業者と連絡が取れない



「アフィリエイトで簡単に儲かる」というインターネットの広告を見て、約3,000円のマニュアルを購入した。マニュアルにはたくさんの有料プランが紹介されており、事業者から電話で「有料プランに入らなければ儲からない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」と言われ、6.5万円のプランを契約した。指示通りにブログを作り、毎日記事を書いたが儲からず、事業者と連絡も取れなくなった...

★アフィリエイトとは★

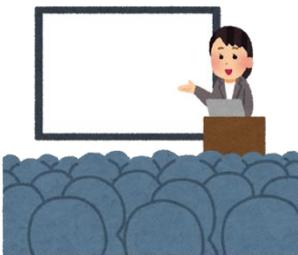
ホームページやブログに商品やサービスの広告記事を掲載して収入を得る仕組みの一種。

★情報商材とは★

インターネットで販売されている副業や投資等で簡単にお金を稼ぐためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。

相談事例

暗号資産(仮想通貨)で投資をする契約をしたが、説明と違うので返金希望。



大学の先輩から、いい話があるとセミナーに誘われた。「海外の事業者が暗号資産(仮想通貨)で投資をするとAIが自動運用し、月々10万円の配当がある。人に紹介するとさらにお金が入る」と説明を受けた。先輩に約50万円を預けるように言われ、「お金がない」と言ったら、「学生ローンを組めばよい」とローン会社に連れて行かれた。10万円を借り、残りは貯金から先輩に渡した。後日、事業者のホームページで入金を確認した。その後、さらに1.00万円を借りて投資したが全く配当は入らず、「現在出金手続きを停止している」という連絡が来た。投資したお金は3万円ほどになってしまい、説明と違うので返金してほしい。

★アドバイス★

● うまい話はありません！

副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」ことを強調する広告を見かけますが、楽に稼げるうまい話はありません。また、友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

● 借金をしてまで契約しない！

「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際は、「契約しない」とはっきり断りましょう。

● **2022年4月から成年年齢が18歳に！** ※「お金や暮らしの知恵を学びましょう！」を参照 成年になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません！

成年年齢が引き下げられることにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されます。事前にどのようなトラブルがあるのか知っておくこともトラブル回避のポイントです。**不安に思ったとき、トラブルにあったときは消費生活相談窓口**に相談しましょう。

宮城県消費生活センターからのお知らせ

●お休みについて

祝日が移動した関係で、7月下旬から8月上旬の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。困ったとき、不安なときは、まずはお電話ください。

7月						
月	火	水	木	金	土	日
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
8月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15

<相談受付時間>

- ・しるしのない日（平日）
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日（土日）
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです。



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

短縮ダイヤル「188」をダイヤルすると
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000</p>

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

Facebook
はこちら！



ウェブフォームから
ご相談の受付が
できます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪

